役員等の選任に関する規程

（目的）

第１条 この規程は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という。）の役員等の選任に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（役職付き理事の選任）

第２条 会長及び専務理事は、理事の改選後最初に開かれた理事会において互選する。

２ 副会長は、会長の推薦に基づき理事会が選任する。

３ 理事会は、必要があるときは、理事の中から特定の者を会計役その他の役職付き理事に選任することができる。

（名誉総裁・名誉会長等）

第３条　日本協会に名誉総裁をおくことができる。

２ 日本協会に名誉相談役及び名誉会長をおくことができる。

３ 名誉総裁、名誉相談役及び名誉会長は、理事会の推薦に基づき、評議員会の議決を経て、会長が委嘱する。

（顧問・参与等）

第４条　日本協会に理事会の諮問機関として顧問及び参与をおくことができる。

２　顧問は、日本協会の会長、副会長若しくは専務理事、評議員、又は支部協会の会長経験者であって特に顕著な働きのあった者の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

３ 参与は、日本協会において特に顕著な働きのあった者の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する。

（特任理事）

第５条　日本協会は特別の任務を遂行するために特任理事若干名を置くことができる。

２　特任理事は、理事会の推薦に基づき会長が委嘱する。

３　特任理事の任期は、選任後 1 年とする。

４　特任理事は理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は理事会の決議による。

2013 年 4 月　1 日 制定

2015 年 7 月　1 日 改正

2017 年 7 月　1 日 改正

2020 年 5 月 20 日 改正